

高齢者の暮らしを応援！

地域包括支援センターだより

岡長寿支援課（金屋庁舎）

有田川町地域包括支援センターでは、介護予防などの相談に応じています。

ご存じですか？ 介護保険制度

介護保険制度とは、介護が必要になった高齢者を社会全体で支える仕組みです。日常生活で介護や支援が必要な状態になったときに介護サービスを利用することができます。ただし、サービスを利用するには介護認定などを行うことと一定の利用者負担が必要です。

介護保険の利用の相談などはお気軽に地域包括支援センター（☎ 22-4502）にご相談ください。

介護保険の利用手順

①要介護認定の申請を各庁舎や出張所の窓口で行います（郵送での申請も受け付けています）。



②要介護認定は聞き取りや調査などをもとに、認定審査会で介護度の区分が決まります。



③ケアマネジャーを決めて、介護サービスの計画を立ててもらいます（ケアマネジャーは介護サービス利用の相談や調整を行う専門職です）。



どんなサービスが使えるの？

訪問サービス

- 訪問介護／ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排せつなどの身体介護や調理・洗濯などの生活援助を受けられます。
- 訪問入浴介護／介護職員と看護職員に移動入浴車などで訪問してもらい、自宅で入浴サービスが受けられます。
- 訪問看護／疾患などを抱えている方が、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けられます。

施設サービス

- 通所介護／介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などの支援を日帰りで受けられます。
- 短期入所生活介護／介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
- 施設入所／介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護を受けられます。

生活環境を整える

- 福祉用具貸与／日常生活の自立を助けるための車いすや歩行器、手すりなどの福祉用具の貸与が受けられます。
- 住宅改修／手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をするとき、住宅改修費の一部が支給されます。
- 福祉用具購入／ポータブルトイレや入浴用のいすなど入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費の一部が支給されます。